

○平成十八年経済産業省告示第三百七十号（自転車競技法施行規則第十五条第一項第四号の規定に基づく場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準）

（平成十八年十二月二十八日）

（経済産業省告示第三百七十号）

自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）第十五条第一項第四号の規定に基づき、場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を次のように定め、平成十八年十二月二十八日から施行する。

なお、平成十五年経済産業省告示第六十九号（自転車競技法施行規則第十五条第一項第四号の規定に基づき、場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定める件）は、平成十八年十二月二十七日限り、廃止する。

第一 専用場外車券売場の基準

一 車券の発売等の用に供する施設等

- （一） 車券の発売等の用に供する窓口は、総収容人員数に応じた適当な数であり、かつ、相互に適当な間隔を有するものであること。
- （二） 車券の発売等の用に供する窓口の前面は、入場者の交流が妨げられないように十分な広さを有するものであること。
- （三） 車券の発売等の用に供する各施設に現金及び重要書類を保管するための設備を設けてあること。

二 入場者の用に供する施設等

- （一） 入場者の見やすい場所に確定出場選手、車券の発売金額、勝者及び払戻金額等を明示するための表示設備を設けてあること。
- （二） 入場者の用に供するため、お客様相談所並びに必要に応じて適当な数及び広さを有する駐車場等を利用しやすい場所に設けてあること。

三 その他管理運営に必要な施設等

- （一） 場外車券売場と当該場外車券売場に係る競輪場との間の連絡のための機器その他の適当な連絡設備を設けてあること。

(二) 場内放送に必要な放送設備を設けてあること。

(三) 場内取締員控所を設けていること。

第二 前売専用場外車券売場の基準

一 車券の発売等の用に供する施設等の基準については、第一の一の(三)の規定を準用する。

二 その他管理運営に必要な施設等の基準については、第一の三の(一)の規定を準用する。